

中小企業の 賢い節税・いけない節税



税理士法人近藤まこと事務所
Makoto Kondo Management Office Since 2008

近藤 信
(中小企業診断士・税理士)



中小企業の賢い節税・いけない節税 目次

- はじめに
- 1. 「アベノミクス」でいったい我々は、まわりで何が変わり何を求められるのだろうか？
- 2. どこにも書いていない！？「生き残るための節税」を続けるうえで必要な考え方とは
- 3. 節税の3類型
- 4. まず、法人税と所得税のバランスを見極めよ！
- 5. H29で完了！？高所得者層の給与所得控除の上限引下げ
- 6. 2020年分からは、あきれほどの個人増税(-.-)選挙後のお約束とはいえ、えげつないなあ
- 7. 法人税減税はひと段落！？これからの法人税改革のイメージ
- 8. 「絶対的な節税」を徹底しきれていない経営者にかぎって・・・
- 9. いけない節税は、数字を理解（管理）していない経営者にかぎってやってしまうもの(-.-)
- 10. これぞいけない節税の典型例！？半世紀に一度の相続税増税⇒抜け穴的節税⇒課税強化
- 11. 相続税の課税対象範囲が急激に拡大中！2020年までは、税収増加を環境も後押し！？
- 12. 株価あがってまっせ？ 贈与税は税率二元化で株式贈与が若干スムーズに！？
- 13. 結局は、会社あつての節税らて～ おめさんちの事業承継は大丈夫！？
- 14. 事業承継税制は、3度目の手直し(*_*)結局、的外れな自己満足型バラマキ政策と同じ…
- 15. 軽減税率ってなに？まぎらわしい「飲食料品の譲渡」とは！？
- 16. 消費税改正が中小企業に与える影響とは！？
- 17. 不動産オーナーの節税 節税事例としてきわめてわかりやすい！
- 18. いけない節税の類型別事例

*本講演には、怪しい節税策は一切含まれておりません。期待されてた方、ご期待に沿えず申し訳ありません。

はじめに オリンピックを2年後に控え、新潟県の中小企業経営者ととともに考えること・・・

□ 地域に愛情が湧かない経営者は、その地域において「本当の経営」をしていない！？

□ 経営の成果 = () × 熱意 × 能力

□ 経営の本質 = (雇用 + 納税) × ∞ (= 継続)

□ 新幹線と高速道路 いつしかレガシーに！？

・・・人には絶対的な寿命があるが、会社は残せる！

1. 依然継続中の「アベノミクス」いったい我々は、まわりで何が変わり何を求められるのだろうか？

- 法人減税&恒久的個人増税（団塊のJ r 世代は…）
…耳障りのイイ政策とばらまきの果てに
- 全ての産業において、自立を求められている
…2020年までは景気↑ そのあとは(´;ω;`)
- 結局のところ、御上に期待はできない（余力はない）
…ということを暗示されている
- 選挙後は、いつも増税

2. どこにも書いていない！？「生き残るための節税」 を続けるうえで必要な**考え方**とは

- **税務上の合理性≠経営の合理性≠人情**
- **節税は、ホームランではなくヒットの連打を**
- **税目横断的、長期的に、トータルで考えるクセを**
- **法人税は意外と低率になりつつある**
- **賢い節税＝絶対的なものと回収できるもの**
＝会社本位の支出&会社に資産が蓄積される支出

3. 節税の3類型

- 税金の割引
- 税金の繰り延べ
- 本当の節税
- 節税は、目安が大切

4. まず、法人税と所得税のバランスを見極めよ！

- **役員報酬の所得税税率 \geq 会社の法人税率**
法人所得400～800万円約22% 800万円～約35%
- **税だけではなく、社会保険負担も含めて考えること**
- **現状の分岐点所得は、役員報酬月額〇〇万円（一人）**
- **所得の分散効果は拡げたもの勝ち**
法人 \leftrightarrow 代表者 \leftrightarrow 家族
- **古典的な節税は、基本中の基本**

5. H29で完了！？高所得者層の給与所得控除の上限引下げ・・・個人所得税はもう減税されることはない！？

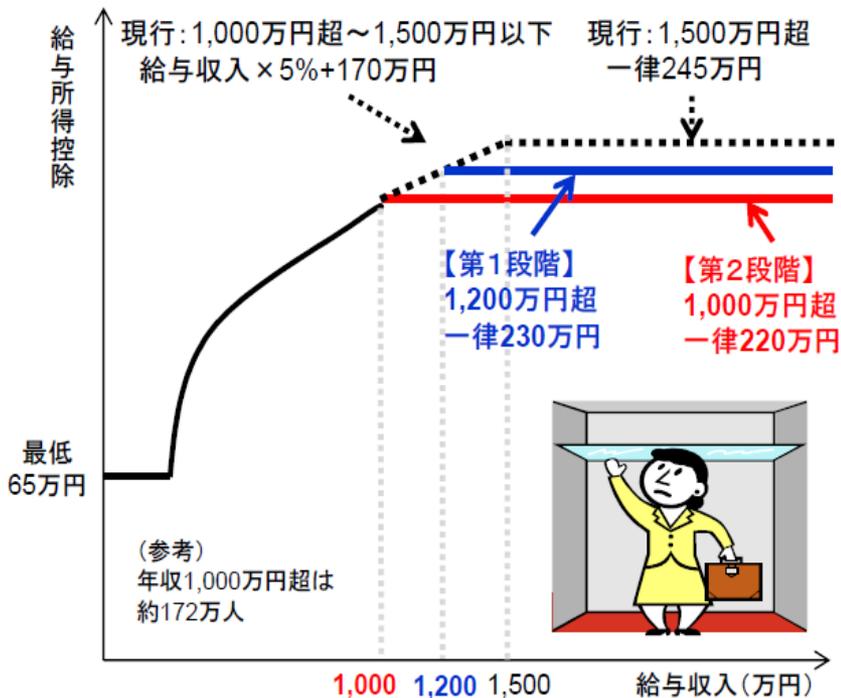
【第1段階】28年分の所得税(29年度分の個人住民税)

年収1,200万円超の者の給与所得控除が一律230万円とされる。

【第2段階】29年分以後の所得税(30年度分以後の個人住民税)

年収1,000万円超の者の給与所得控除が一律220万円とされる。[大綱P21]

(参考)見直しによる税負担の比較[所得税+個人住民税]

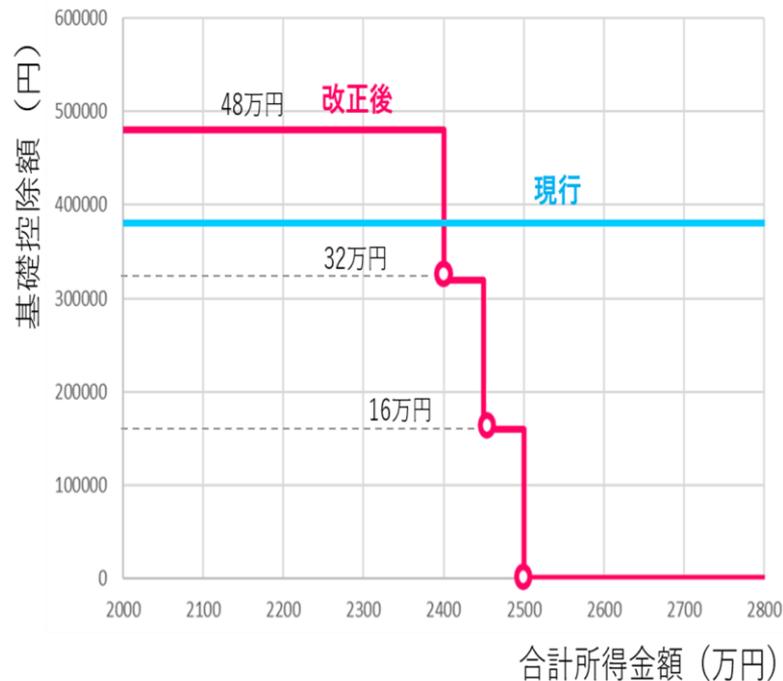


給与収入	現行	第1段階		第2段階	
	H27	H28	現行からの増加額	H29～	現行からの増加額
1億円	4,808	4,816	+8	4,822	+14
5,000万円	2,011	2,019		2,025	
3,000万円	970	978		983	
2,000万円	486	492	+7	497	+11
1,500万円	267	274		278	
1,200万円	170	170	0	173	+3
1,000万円	114	114		114	

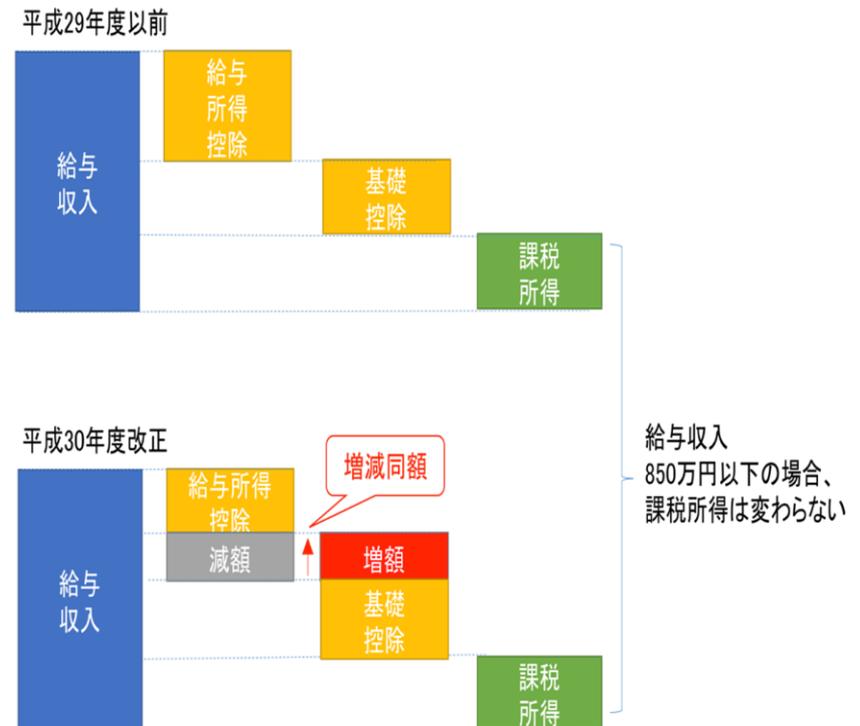
(※)夫婦と子供2人(1人は特定扶養親族、1人は一般扶養親族)の前提

6. 2020年分からは、あきれほどの個人増税(-.-) 選挙後のお約束とはいえ、えげつないなあ

- ❑ 基礎控除まで削減するってほんと！？
- ❑ 給与所得控除は、年収850万円で打ち止め（笑）



<https://my-tax-nology.com/taxation-revision-outline-income-tax>

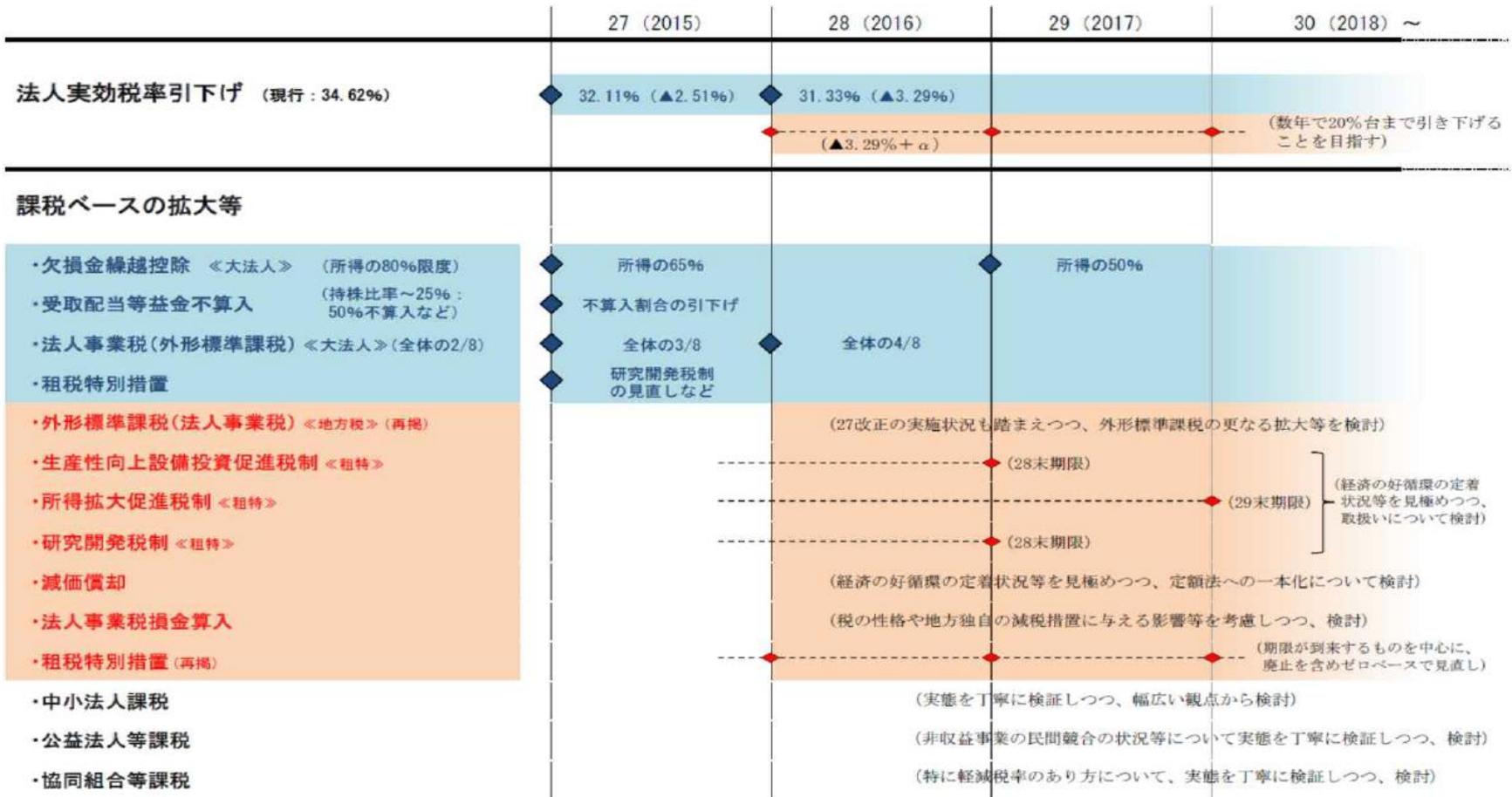


<https://kigyouno1.com/income-tax-reform-6122#310195>

7. 法人税減税はひと段落！？これからの法人税改革のイメージ

いまや法人税は実効35%以下の時代

経営者はまず、ほどほど法人税納税⇒内部留保⇒退職金精算プランを考えよ！



8. 「絶対的な節税」を徹底しきれていない経営者にかぎって・・・節税といえども会社本位の支出であることが重要

- 「先生、お金がたまる節税ってありますか？」
- 資金繰りが苦しくなるような節税は・・・
- 経営力強化税制と所得拡大税制（まだ）は使える
- 先端設備投資 人材投資 含み損の表出化 M&A
- 小規模企業共済 iDeCo 出張日当 中古高級車
- お歳を召したら、役員退職金受給シフトへ

9. いけない節税は、数字を理解（管理）していない経営者にかぎってやってしまうもの(-.-)

- いけない節税とは、その場しのぎの銭失いなもの
- 節税の本質は、当期の税金だけ減ればよいというものではない
- **製造業は設備投資ができなくなったら終わり**
- 強引な節税は、負のリターンがつきもの
- 生命保険
- オペレーションリース（昔のレバリース）

10. これぞいけない節税の典型例！？

半世紀に一度の相続税増税⇒抜け穴的節税⇒課税強化

- 怪しいものは長続きしない
- やっぱり塞がれた「一般社団法人スキーム」
- まともな税理士は、組織再編&持ち株会社設立
- 分離譲渡所得は20%、法人税は上限35%、って、意外と低率に感じませんか？
- 小規模宅地の悪用！？は、実質不可能に

1 1. 相続税の課税対象範囲が急激に拡大中！ 2020年までは、税込増加を環境も後押し！？

<配偶者と子が相続人である場合(配偶者は法定相続分を相続するものと仮定)>

課税 価格	子1人			子2人			子3人		
	現行 (万円)	改正後 (万円)	増税率 (%)	現行 (万円)	改正後 (万円)	増税率 (%)	現行 (万円)	改正後 (万円)	増税率 (%)
5千万円	0	40	—	0	10	—	0	0	—
1億円	175	385	220	100	315	315	50	263	526
3億円	2,900	3,460	119	2,300	2,860	124	2,000	2,540	127
5億円	6,900	7,605	110	5,850	6,555	112	5,275	5,963	113
10億円	18,550	19,750	106	16,650	17,810	106	15,575	16,635	106
20億円	43,550	46,645	107	40,950	43,440	106	38,350	41,182	107

	現行	改正後
適用時期	平成26年12月31日まで	平成27年1月1日以後
贈与者	65歳以上の父母	60歳以上の父母又は 祖父母
受贈者	20歳以上の子である 推定相続人	20歳以上の子である推定 相続人又は20歳以上の孫

現行			改正後		
平成26年12月31日まで			平成27年1月1日以後		
各取得分の金額	税率 (%)	控除額(万円)	各取得分の金額	税率 (%)	控除額(万円)
1,000万円 以下	10	—	1,000万円 以下	10	—
3,000万円 以下	15	50	3,000万円 以下	15	50
5,000万円 以下	20	200	5,000万円 以下	20	200
1億円以下	30	700	1億円以下	30	700
3億円以下	40	1,700	2億円以下	40	1,700
3億円超	50	4,700	3億円以下	45	2,700
			6億円以下	50	4,200
			6億円超	55	7,200

1 2. 株価あがってまっせ？ 贈与税は税率二元化で 株式贈与が若干スムーズに！？

□ おたくの会社の株価、
上がっていますよ

□ 特例贈与

親または祖父母

⇒ 20才以上の子へ贈与

□ 一般贈与

上記以外の贈与

(H27.1～贈与分から適用)

<贈与税の税率構造の見直しによる増減税額の試算>

の控除基礎 贈与する 金額前	現 行 (平成26年12月31日まで)		改正後 (平成27年1月1日以後、 特例贈与財産)		改正後 (平成27年1月1日以後、 一般贈与財産)	
	贈与税額 (千円)	負担割合 (%)	贈与税額 (千円)	負担割合 (%)	贈与税額 (千円)	負担割合 (%)
200万円	90	4.5	90	4.5	90	4.5
300万円	190	6.3	190	6.3	190	6.3
400万円	335	8.3	335	8.3	335	8.3
470万円	470	10.0	440	9.3	470	10.0
500万円	530	10.6	485	9.7	530	10.6
520万円	580	11.1	520	10.0	580	11.1
600万円	820	13.6	680	11.3	820	13.6
700万円	1,120	16.0	880	12.5	1,120	16.0
800万円	1,510	18.8	1,170	14.6	1,510	18.8
900万円	1,910	21.2	1,470	16.3	1,910	21.2
1,000万円	2,310	23.1	1,770	17.7	2,310	23.1
1,500万円	4,700	31.3	3,660	24.4	4,505	30.0
2,000万円	7,200	36.0	5,855	29.2	6,950	34.7
3,000万円	12,200	40.6	10,355	34.5	11,950	39.8
4,000万円	17,200	43.0	15,300	38.2	17,395	43.4
5,000万円	22,200	44.4	20,495	40.9	22,895	45.7

13. 結局は、会社あつての節税らて～ おめさんちの 事業承継は大丈夫！？ 役員退職金、株式移動、連帯保証引継…

- 税務上の合理性≠経営上の合理性≠人情
- 役員退職金支給…今までの儲けの蓄積の精算⇔株価引き下げ効果
- 株式移動…先代が影響力を行使できる所有数を維持しては退職したことにならない！？できるだけ税負担の少ない方法を考えること
- 連帯保証引継…引き継げる信用と資力はあるか？
- 株価が〇〇倍にもなっている場合は・・・
- （代取）役員退職金支給⇒株式移動（相続時精算課税）
⇒（平取）役員退職金支給で隠居がベスト！？
- **税理士との密なコミュニケーションが節税になる**

1 4. 事業承継税制は、3度目の手直し(*_*) 結局、的外れな自己満足型バラマキ政策と同じ・・・

- 事業承継が円滑に行われない本当の理由とは！？
- 事業承継税制はようやく使えるようになった！？
- 実質的な対象は、〇億円以上の純資産（株式評価額）の企業である（≠後継者難の企業）
- 金融機関の優良顧客への提案ネタとしては有効

15. 軽減税率ってなに？ まぎらわしい「飲食料品の譲渡」とは！？ …玄米と白米は異なるのか？

軽減税率8%と標準税率10%の対象品目の分け方

軽減税率8%	標準税率10%
テイクアウト	ハンバーガー店 店内飲食
持ち帰り可能な弁当や総菜	コンビニエンスストア 返却が必要な食器に盛られた料理
出前、宅配	そば店やピザ店 店内飲食
テーブル、椅子がない	屋台 テーブル、椅子がある
菓子が主体のおまけ付き菓子	おもちゃが主体のおまけ付き菓子
加工食品	フードコート
生鮮食品	ケータリング
定期購読の新聞	レストラン
	酒類

たこ焼きは軽減税率対象？



出典：<http://mainichi.jp/articles/20151216/ddm/001/010/195000c>

16. 消費税改正が中小企業に与える影響とは！？

…平成31年10月～何が変わるのだろうか！？

- 軽減税率は、何に適用されるのか？
- 食用の農産物 簡易課税のみなし仕入れ率70%⇒80%
- 免税事業者は抹殺される
- 記帳（税抜き経理）をしっかりと行う必要がある

17. 不動産オーナーの節税

節税事例としてきわめてわかりやすい！

- お金を残すという目的が明確である
- 所得税の節税（ヒットを重ねる）⇒法人化（なぜ？）
⇒事業承継（相続税節税においては、怪しいことはダメ）
- 人任せにする人とは仕事はしたくない
- 税務上の合理性≠経営の合理性

18. いけない節税の類型別事例

- そもそも犯罪なケース
- 税務上の合理性≠経営上の合理性なケース
- 明らかに税制改正の的になるようなすれすれな節税
- 税務上の検討が不十分なケース
- 法人税は圧縮できても所得税ができていないケース
- 出口の見えないその場しのぎの節税

ご静聴ありがとうございました。



税理士法人近藤まこと事務所
Makoto Kondo Management Office Since 2008

経営相談・事業承継・医療経営支援・成長企業支援にこだわりのある事務所です！

新潟にもあります、スピリットとスキルのある事務所

税理士法人近藤まこと事務所 中小企業診断士・税理士 近藤 信

〒950-1101 新潟市西区山田3081番地6 Pure Heart Bldg.

TEL 025-378-4075 FAX 025-378-4077

e-mail m-kondo@tkcnf.or.jp <http://charisma-z.com> ←new

Copyright(C)2018 Makoto Kondo Tax Office All rights reserved.

★本資料の情報に基づき行われた事象の結果について当方は一切責任を負いかねます。何卒ご理解いただけますようよろしくお願いいたします。